

## 計画作成にあたって

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、平成 28 年熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年の霧島山噴火、平成 30 年 7 月豪雨、台風第 21 号、平成 30 年北海道胆振東部地震、大阪府北部地震など、近年は毎年のように自然災害が発生しております。

令和元年度も、山形県沖の地震や 8 月の前線による大雨、台風第 15 号により大きな被害が発生した他、台風第 19 号では広い範囲で記録的な大雨となり、堤防の決壊等による浸水被害や土砂災害等の甚大な被害が発生しました。

今後も気候変動の影響により、風水害の更なる頻発化・激甚化が懸念される中、風水害への事前の備えが重要です。

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律の各法では、被災のおそれのある地域において、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者に避難確保計画を作成することを義務づけております。

国土交通省では、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成の一助として、従前より「避難確保計画作成の手引き（平成 29 年 6 月）」及び「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（平成 29 年 6 月）」を公表していたところですが、今回、より分かりやすく、また、容易に計画の作成が可能となるように改定を行いました。また、これに併せて、従前は、洪水・内水・高潮、土砂災害、津波と対象になる災害別に分かれていた手引きを統合いたしました。

本手引きに基づいて避難確保計画を作成する場合には、施設の区分別に対応する様式編をダウンロードした上で、記載例を参考に作成して頂くこととなりますが、その際には、解説編も併せて参照頂くことが望ましいです。

また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例を示したものですが、非常災害対策計画、消防計画、学校の危機管理マニュアルや地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することでも対応が可能です。

避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する各種ハザードマップで情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については避難確保計画の報告先である市町村に確認をお願いいたします。

令和 2 年 6 月

水管理・国土保全局

河川環境課 水防企画室

砂防部 砂防計画課 地震・火山砂防室